

令和6年度 富士川町 地域脱炭素実現に向けた
再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
及び地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) 改定業務委託

仕 様 書

令和6年4月
富士川町 町民生活課
生活環境担当

令和6年度富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり

支援事業及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務委託

公募型プロポーザル

仕 様 書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、富士川町（以下「発注者」という。）が令和6年度に実施を予定している「令和6年度富士川町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務委託」（以下「本業務」という。）の受注者を選定するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

第2条 履行期間及び稼働開始

- 1 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

第3条 目的

- 1 地球温暖化に対する対策は国際的な喫緊の問題である。国としても温室効果ガス発生量を2030年までに「46%削減」、2050年までに「実質排出量ゼロ」を目標に推進している。ゼロカーボンシティ宣言をしている本町においても、地球温暖化対策に向けた意識向上や具体的な施策など総合的に取り組みを推進する。

具体的な取り組みとして、令和6年度に「2050年を見据えた地域再エネ導入目標の策定」を実施し、本町の実情を踏まえた「富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定を目的とする。

第4条 関係法令及び準拠資料の遵守

- 1 本業務は、関係法令及び本特記仕様書に定める他、下記に示す要領等に準拠し実施するものとする。
 - (1) 地方自治法及び同施行令
 - (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - (3) 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル
 - (4) 個人情報保護に関する法律
 - (5) 富士川町個人情報保護条例
 - (6) その他関係法令及び諸規則等
 - (7) その他関連計画等

第5条 疑義

- 1 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議し、発注者の指示に従うものとする。

第6条 提出書類

- 1 受託者は、業務着手に先立ち業務実施計画書・工程表を提出し、発注者の承認を受けるとともに、業務実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。
- 2 受託者は、担当する技術者の資格証の写し及び同種業務の実績を証明する資料を提出するものとする。

第7条 実施体制

- 1 本業務の実施にあたり、受託者は、管理技術者及び照査技術者を定めるものとし、次に定める要件を満たす者とする。なお、管理技術者と照査技術者を兼務してはならない。
 - (1) 管理技術者
 - ①資格：技術士（建設部門：都市および地方計画、または環境部門：環境保全計画）またはエネルギー管理士を有すること。
 - ②実績：地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用した業務実績を有すること。
 - (2) 照査技術者
 - ①資格：技術士（建設部門：都市および地方計画、または環境部門：環境保全計画）またはエネルギー管理士を有すること。
 - ②実績：地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用した業務実績を有すること。

第8条 損害賠償

- 1 受注者は、本業務を行うにあたり、第三者に迷惑を及ぼさないように努めるとともに、常に安全に留意するものとし、万一本業務実施中に事故及び問題が発生した場合は、遅滞なくその状況を書面にて発注者に報告するとともに、対応について協議するものとする。

第9条 契約不適合責任

- 1 作業完了後、受注者の過失、又は粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担で行うものとする。なお、本条による受注者が責任を負う期間は、検収完了日から1年間とする。

第10条 成果品の帰属

- 1 本業務における成果品のうち、第三者が既得している権利以外の成果品等についての著作権は発注者に帰属し、発注者の許可なく複製及び貸与してはならないものとする。業務終了後は、本業務で得た成果を全て消去するものとし、保管する場合は発注者の許可を得ることとする。

第11条 機密保持

- 1 受注者は、本業務により知り得た情報等一切の事項を、いかなる場合も他の者に漏らしてはならないものとする。また、成果品（本業務の履行過程で得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならないものとする。

第12条 個人情報保護等

- 1 受託者は、本業務において知り得る個人情報等の各種情報等については「富士川町個人情報保護条例」を遵守し、細心の注意を払って取り扱うものとする。

第13条 品質管理等

- 1 受託者は、本業務の成果の品質確保と環境負荷の低減に努めるものとし、ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO14001（環境マネジメントシステム）及びレジリエンス認証（内閣官房国土強靱化推進室）の認証を受け、適切な業務管理体制を確保した上で、業務プロセスの計画、管理及び成果の検証等を適切に行う。

第14条 貸与資料

- 1 発注者は、本業務において必要と認める資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、その保管及び取り扱いについては、亡失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとし、使用後速やかに返却するものとする。
- 2 資料の借用について受注者は、その都度発注者に対して借用書を提出するものとする。
- 3 発注者が貸与する資料に関して、受注者は、第三者に情報が漏れることの無いよう取り扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用しないこととする。また、本業務上必要であっても発注者の承諾無くして複写してはならないものとする。

第2章 業務内容

第15条 計画準備

- 1 業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

● 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

第16条 国等の政策動向の整理

- 1 近年のSDGs等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

第17条 上位・関連計画の整理

- 1 本町の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

第18条 自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

- 1 本町の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料として、次の項目に関する資料の収集・整理を行う。
 - (1) 自然条件
 - ①地勢概要
 - ②気象
 - ③植生 等
 - (2) 経済的条件
 - ①事業所、就業者数の状況
 - ②農業
 - ③商業
 - ④工業
 - ⑤水産業 等
 - (3) 社会的条件
 - ①人口
 - ②土地利用
 - ③地域交通
 - ④文化財・景観 等

第19条 地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

- 1 環境省等の統計情報を基に、地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状について把握する。また、トレンド分析等により、BAU（取り組みを行わず、現状のまま推移した場合）における将来のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量について推計を行う（複数シナリオ）。

第20条 再生可能エネルギーポテンシャルの推計

- 1 環境省等の資料を基に、地域の再生可能エネルギーポテンシャルについて推計を行う。

第21条 地域特性・課題の分析

- 1 第16条の結果を基に、地域特性・課題の分析を行う。

第22条 再生可能エネルギー導入にかかる将来像の検討

- 1 第16条から第17条の結果を踏まえ、再生可能エネルギー導入に係る将来像を検討する。

第23条 脱炭素の達成へ向けたシナリオの検討

- 1 脱炭素と地域課題の解決の同時達成に向けたシナリオ作成と具体施策について検討を行う。また、複数案のシナリオに基づく温室効果ガスの推計を行う。

第24条 地域の再生可能エネルギー導入目標の設定

- 1 第18条から第23条の結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は2050年を最終年度とし、2040年の中間目標、2030年の短期目標を設定する。

第25条 目標達成に向けた施策の検討

- 1 再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための施策について検討する。現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた課題解決型モデル事業の検討を行う。また、他自治体における先進事例の調査を行い整理する。

第26条 環境審議会開催支援

- 1 環境審議会への提出資料（計画素案PDFファイルなど）を作成するとともに、寄せられた意見に対する発注者へのアドバイスを行う（開催回数は2回）。

第27条 業務報告書の取りまとめ

- 1 第16条から第25条の結果を業務報告書として取りまとめる。

● 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定業務

第28条 パブリックコメント支援

- 1 これまでの結果をとりまとめ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案を取りまとめる
- 2 HP等に掲載するための計画素案PDFファイルを作成するとともに、寄せられた意見に対する発注者へのアドバイスを行う。

第29条 計画書の編集・校正・修正作業

- 1 パブリックコメントの内容などを受け、計画書の編集・校正・修正等を行う。編集にあたって

は、わかりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮すること。

第30条 打合せ協議

打合せ協議は全体で5回とし、初回、中間3回、納品時に実施する。打合せが必要となった場合は、適宜実施する。打合せ形式は、対面とWEB会議形式を併用して実施する。

第3章 成果品

第31条 成果品

1 本業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 業務報告書 | 1部 (パイプファイル形式) |
| (2) 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) | 1部 (パイプファイル形式) |
| 上記の電子データ | 1部 (CD-R) |